

綾瀬市農地流動化奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第4条第3項第1号に規定する事業（以下「農地流動化奨励事業」という。）を円滑に推進するため、農地流動化奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付を受けることができる者は、農地流動化奨励事業による利用権のうち、賃借権又は使用貸借による権利の設定を行った者（以下「貸主」という。）及び設定を受けた者（以下「借主」という。）とする。ただし、貸主、借主には、法第8条第1項に規定する農地保有合理化法人を含めないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付を行わないものとする。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第2項に規定する世帯員等（以下「世帯員等」という。）の間で利用権を設定した場合
- (2) 農地法第2条3項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）の同項第2号に規定する構成員（構成員の世帯員等を含む。）と当該農業生産法人との間で利用権を設定した場合
- (3) 農業生産法人以外の法人の耕作又は養畜の事業に従事している者（臨時雇用者は、除く。）、法人の理事又は業務執行権を有する社員と当該法人との間で利用権を設定した場合
- (4) 第3条第1項に規定する農用地利用集積計画の土地の面積が450平方メートル未満の場合
- (5) 農地法第18条第1項第2号の規定による解約後、従前の利用権終期前に解約した土地を従前の貸主と従前の借主との間で利用権を設定した場合
- (6) 法人の合併、分社等により農地法第18条第1項第2号の規定による解約をした土地を従前の貸主と従前の法人の農業経営を継承した法人との間で利用権を設定

した場合

(7)綾瀬市耕作放棄地対策事業補助金の対象事業

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、法第18条第1項の規定により定めた農用地利用集積計画ごとに貸主及び借主それぞれ5,000円とする。

2 利用権の設定期限満了による再設定の場合については、前項の規定により再交付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(綾瀬市農地流動化奨励金交付要綱の廃止)

2 綾瀬市農地流動化奨励金交付要綱（昭和60年2月5日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月19日から施行する。